

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

平成 6年12月16日 法律 第117号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律

平成20年 6月18日 法律 第78号

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成20年12月15日

(被爆者健康手帳)
第二条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならない。

◆追加◆

- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。
- 3 被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

(被爆者健康手帳)
第二条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならない。

- 2 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者であつて、国内に居住地及び現在地を有しないものは、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その者が前条各号に規定する事由のいずれかに該当したとする当時現に所在していた場所を管轄する都道府県知事に申請することができる。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

- 附則 -

施行日：平成20年12月15日

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧原爆医療法」という。）第三条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請をしている者に係る当該申請は、第二条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

- 2 施行日前に旧原爆医療法第三条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、**第二条第二項**の規定により交付された被爆者健康手帳とみなす。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧原爆医療法」という。）第三条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請をしている者に係る当該申請は、第二条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

- 2 施行日前に旧原爆医療法第三条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、**第二条第三項**の規定により交付された被爆者健康手帳とみなす。

- 改正法・附則・題名 - ～ 平成20年 6月18日 法律 第78号～

施行日：平成20年12月15日

◆追加◆

附則（平成二〇・六・一八法七八）

- 改正法・附則 - ～ 平成20年 6月18日 法律 第78号～

施行日：平成20年12月15日

◆追加◆

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二〇年政令第三八〇号で同年一月一五日から施行〕

- 改正法・附則- ～平成20年 6月18日 法律 第78号～

施行日：平成20年12月15日

◆追加◆

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、在外被爆者（被爆者であつて国内に居住地及び現在地を有しないものをいう。以下同じ。）に対して行う医療に要する費用の支給について、国内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地における医療の実情等を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係るこの法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条の認定の申請の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。